

平成 21 年度 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
第 1 回利用対策部会

議事概要

■ 日 時 平成 21 年 12 月 1 日(火) 14:00 ~ 16:00

■ 場 所 奈良県文化会館 第 3 会議室

■ 出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
日比 伸子	橿原市昆虫館 資料学芸係長
横村 久子	京都女子大学 教授 (ご欠席)
村上 興正	元京都大学 講師 (ご欠席)

<関係機関>

国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	(ご欠席)
林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	鳥谷 和彦 流域管理調整官
奈良県文化観光局観光振興課	(ご欠席)
奈良県くらし創造部自然環境課	辻 和明 課長補佐
三重県環境森林部自然環境室	萩原 純 副参事兼副室長
上北山村 建設産業課	松島 克典 主幹
川上村 地域振興課	(ご欠席)
大台町産業課	(ご欠席)
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
近畿日本鉄道(株) 鉄道事業本部	(ご欠席)
奈良交通(株) 乗合バス事業部	(ご欠席)
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
吉野熊野観光開発(株)	(ご欠席)

<事務局>

環境省 近畿地方環境事務所	所長	池田 善一
	統括自然保護企画官	佐々木 仁
	国立公園・保全整備課長	杉田 高行
	野生生物課長	上村 邦雄
	自然保護官	松尾 浩司
吉野自然保護官事務所	自然保護官	濱名 功太郎
(株) スペースビジョン研究所	取締役	宮前 保子
	研究主査	安場 浩一郎

■ 議 事

- (1) 平成 21 年度利用対策業務について
- (2) 各種調査及び取組の結果等について
- (3) 法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

■ 議事概要

- (1) 平成 21 年度利用対策業務について
 - ・「大台ヶ原自動車交通対策会議」は、年 1 回のようだが、情報交換の場としては複数回開催するのが望ましいのではないか。

(2) 各種調査及び取組の結果等について

<利用動向の把握に関する取組>

- ・入下山者カウンターによる数値と入下山者の実数が乖離していることは、大きな問題である。
雨や霧により誤作動が生じているのならば、技術的な対策を行い、正確な数値を把握する必要がある。
→（事務局）非常に重要なことなので、対策を検討したい。
- ・参考資料 1 では、推計による利用者数、実数カウント調査による数など、それぞれの数値の定義を明確にして、分かり易い表現にするべき。
- ・都道府県別入場台数については、来訪者の範囲の広がりが分かるように、過年度との比較をすること。

<「適正利用に係る交通量の調整」に係る取組>

- ・「バス利用者への記念品配布」については、次年度は、山上の施設での利用割引券を配布するなど、より公共交通利用者が増加するような方策を検討してほしい。
- ・公共交通利用促進普及啓発キャンペーンの効果検証アンケートでは、数値的には大きな効果は確認されていないが、こうしたことは毎年継続していくことが重要である。
- ・近鉄駅へのポスターの掲出は有料とのことだが、近鉄も本部会の一員としてこのキャンペーンに賛同する立場なので、無料で掲出してもらえるよう環境省から依頼すべきではないか。
- ・東大台地区も西大台と同様の規制が行われているとの誤解が、いまだにあるので、ポスター等の作成の際は、こうした誤解が生じないよう十分配慮してほしい。

<「より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供」に係る取組>

- ・西大台でガイドを行う者のためのテキストについて、資料では「西大台ガイドブック（仮称）」の表記が使われているが、一般利用者向けのガイドブックと誤解されるおそれがあるので、誤解のないような表記にすべき。
- ・西大台における携帯トイレに関するルールづくりも検討課題のひとつである。

<「総合的な利用メニューの充実」に係る取組>

- ・大台ヶ原自然資源調査の結果については、ビジターセンターのホワイトボードや、パソコンを

活用して利用者に提供するべき。また、利用者が情報を追加できるような方策や地図情報システムの活用についても検討してほしい。

(3) 法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

- ・これまで翌日または当日の認定も可能にしてほしいとの要望が出されていたが、今後の事務の改善では、そうしたことも視野にいれているのか。
→（事務局）インターネット申請の導入等による事務の改善については、現在、指定認定機関の指定申請中である上北山村商工会と調整中であるが、利用者へのサービス向上については、継続的に努力していきたい。
- ・改正により、団体の代表に対する認定が可能となるが、この際の代表者の監督責任とは、どのようなものになるのか。
→（事務局）自然公園法上の規定に関する監督責任であり、事故等に関する責任は含まれない。
- ・代表者が自然公園法に関する責任を負うことについては、十分周知して、理解の上で申請してもらうようにするべき。
- ・代表者への認定に関する基準等については、法律で全国一律に定めるよりも、地域の特性を踏まえて地域単位で定めるのが相応しい。

[文責：近畿地方環境事務所]